

— 特別徴収制度について —

1. 特別徴収とは？

個人住民税（「個人の市町村民税及び県民税」をいう。以下同じ。）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業者等（給与支払者）が、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員の住所地である市町村に納入する制度です。ただし、所得税とは異なり、市町村が税額を計算してお知らせいたしますので、事業者等（給与支払者）が自ら税額を計算する必要はありません。

これに対し、従業員本人が直接納付する方法を「普通徴収」といいます。

2. 特別徴収事務の流れ

●給与支払報告書の提出（年末調整時期～1月末まで）

所得税の源泉徴収をする義務のある事業者等（給与支払者）は、毎年1月31日までに、従業員が1月1日現在、住んでいる市町村に「給与支払報告書」を提出する義務があります。

【※】給与支払報告書提出の対象となった従業員は、裏面の「3. 特別徴収に該当しない場合」を除いて、特別徴収の対象者となります。

【※】年の途中で退職した従業員についても提出が必要となりますので、忘れないよう注意してください。

●特別徴収税額決定通知書の送付（5月上旬）

毎年5月上旬に、従業員が住んでいる市町村から事業者等（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」【※】が送付されます。

【※】納税義務者用は、5月31日までに従業員にお渡しください。

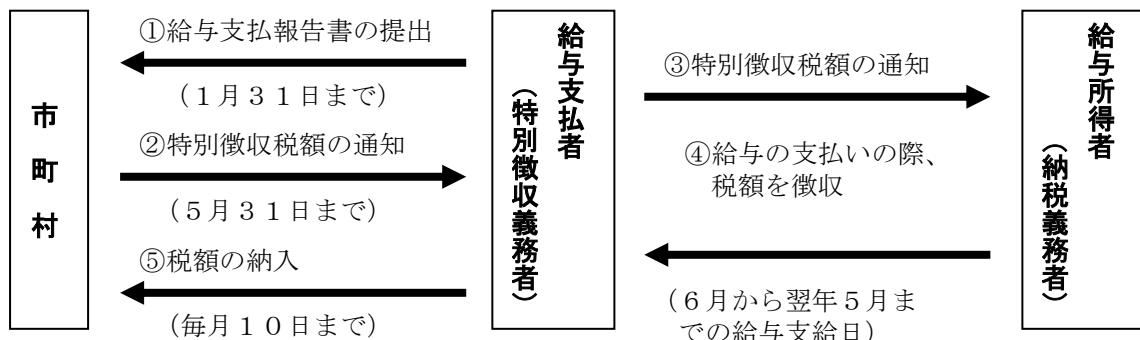
この時に、各従業員のその年1年分の個人住民税額と毎月の給与から天引きしていただく税額をお知らせいたしますので、6月に支払う給与から天引きを開始し、納付してください

※個人住民税の徴収期間は、原則として、6月から翌年5月までの12か月間となります。

●納入（毎月）

給与天引きした税額の納入期限は、天引きした月の翌月10日となります（例：平成26年度6月分の納入期限は7月10日）。従業員が住んでいる市町村から送付される納入書を使用し、指定された金融機関において納入してください。納入手数料はかかりませんが、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますので注意してください。

※小規模事業所を対象とした「納期の特例」制度があります。詳細は裏面の「4. 納期の特例について」をご覧ください。



●その他の手続

○退職・転勤・休職・死亡・事業停止などで給与天引きができなくなった場合

「異動届出書」【※】を市町村に提出する必要があります。給与天引きができなくなった税額は、従業員本人が直接納付する方法（普通徴収）のほか、最後に支払われる給与や退職金からの天引きで、すべて納入する方法（一括徴収）により納めていただくことになります。

○中途採用や職場復帰で給与天引きを開始したい場合

年度の途中から天引きを開始する場合は、「特別徴収の切替申請書」【※】を作成し、従業員が住んでいる市町村へ提出してください。市町村で月々の税額を計算し、事業者等（給与支払者）へお知らせいたします。

【※】「異動届出書」「特別徴収の切替申請書」の用紙は、特別徴収税額決定通知書と一緒に送付いたします。

3. 特別徴収に該当しない場合

①ほかの事業所等（給与支払者）において特別徴収が行われている方

給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方です。

②給与の支払いが不定期な方

支給期間が1ヶ月を超える期間（例：年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払を受けている方です。

③退職者（予定者含む）

5月末日までに退職している、又は退職予定の方です。ただし、3月31日までに一旦退職する方で、4月1日現在で再雇用される方などは、その後、5月末日までに退職しない限り特別徴収の対象となります。

④事業専従者（※事業所等の希望により、特別徴収の方法により納入することもできます）

確定申告で事業専従者としている方です。

※上記に該当する従業員については、給与支払報告書を提出する際に市町村指定の様式（仕切紙等）により、特別徴収対象者と区別して提出してください。これにより、当該従業員は普通徴収の扱いとなります。

※e L T A X（エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合は、上記に該当する従業員についてのみ普通徴収欄にチェックを入れてください。チェックのない方は、特別徴収として判断いたします。

4. 納期の特例について

特別徴収義務者は、特別徴収税額通知書に基づき、6月から翌年5月まで毎月天引きした税額を翌月10日までに市町村へ納入しなければならないこととされています。しかし、以下の要件に該当する場合は、年2回に分けて納入することができます。

○給与の支払を受ける者が**常時10名未満の事業所等**で、**市町村長に申請し納期の特例に係る承認を受けた事業所等**

※納期の特例に係る承認を受けた場合の納期限は、12月10日まで（6月から11月分）と、翌年6月10日まで（12月分から翌年5月分）の年2回（当該日が土日の場合は翌月曜日）となります。

5. 特別徴収不履行の場合について

市町村から指定を受けた特別徴収義務者が特別徴収を行わない（納入の不履行を含む）場合には、以下の処分及び罪の対象となりますので、注意してください。

①滞納処分（地方税法第331条）

特別徴収義務者の財産に対し、調査・差押等が行われます。

②脱税に関する罪（地方税法第324条第3項）

10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれを併科する規定が設けられています。

6. 特別徴収に関するQ&A

Q. 「特別徴収義務者」とは、何ですか？

- A. 「特別徴収義務者」とは、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員の住んでいる市町村に納入する義務がある事業者等（給与支払者）のことをいいます。

Q. 制度が変わったのですか？

- A. 制度の変更はありません。法令遵守の観点から、法定要件に該当する場合には、これまで特別徴収税額通知書を送付していなかった事業者等（給与支払者）に対しても特別徴収税額通知書を送付いたします。よって、対象従業員の個人住民税を特別徴収し、納入していただくこととなります。なお、特別徴収義務者としての指定については、地方税法及び各市町村条例の規定により所得税の源泉徴収義務のある事業者等（給与支払者）は、すでに指定されています。
※条例の規定による包括指定のため、指定通知書等の送付は行われません。

Q. 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが？

- A. 事務負担の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上、認められません。地方税法の趣旨に沿った徴収手続にご理解とご協力をお願いいたします。

Q. パートや非常勤職員でも特別徴収しなければなりませんか？

- A. パートや非常勤職員であることにかかわらず、所得税の源泉徴収義務があり、6月1日現在で在職が予定されている方は、すべて特別徴収の対象となります。

Q. 普通徴収を希望している従業員は、どうしたらよいですか？

- A. 特別徴収義務者は、法定要件に該当するすべての従業員の個人住民税を特別徴収の方法により納入する義務があります。よって、従業員が個々に納付方法を選択することは認められておりません。

Q. eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出する場合は、どのようにすればよいですか？

- A. 前頁「3. 特別徴収に該当しない場合」の各項目に該当する従業員の給与支払報告書のみ、「普通徴収欄」にチェックを入れて提出してください。「普通徴収欄」にチェックが入っている」又は「退職日が入力されている」従業員は、普通徴収となり、それ以外の従業員はすべて特別徴収の扱いとなります。

Q. 特別徴収税額通知書が送付されても特別徴収を行わない場合（不履行の場合）は、どうなるのですか？

- A. 特別徴収義務者に督促状が発付され、それでもなお不履行が続く場合には、特別徴収義務者の滞納税額（延滞金を含む）に対する滞納処分が行われるほか、場合によっては脱税の罪に問われることがあります。また、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。